

## 議第六号議案

### 群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例（昭和三十一年群馬県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「場所」の下に「（全ての委員が第十二条の二第二項の規定により委員会に出席する場合は、その旨。第二十一条第二項において同じ。）」を加える。

第十二条の二第一項中「から又は」を「若しくは」に改め、「発生等」の下に「又は育児、介護その他やむを得ない事由」を加える。

第二十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と申出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十六条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

委員会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行おうとするものである。